



令和7年9月5日（金） 第10329号

目次

ページ

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課） 2

公 告

- 令和8年度群馬県立農林大学校入校試験の実施（農業構造政策課） 2
○開発工事の完了（建築課） 4

人事委員会規則

- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 5
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 6
○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 6

入札公告

- 一般競争入札の実施（会計管理課） 7

■ 告 示

◎群馬県告示第191号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月5日

群馬県知事 山 本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-1-ベンゾイル-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名 1Bz-LSD）及びその塩類
- (2) tert-ブチル 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]インドール-1-カルボキシレート（通称名 NBoc-DMT、NB-DMT）及びその塩類
- (3) (4S, 5S)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R, 5R)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン（通称名 4F-4-MAR、4-fluoro-4-Methylaminorex、para-fluoro-4-methylaminorex、4F-MAR、4-FPO）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和7年9月8日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

■ 公 告

群馬県立農林高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年群馬県規則第14号）第9条第5項の規定により、令和8年度群馬県立農林高等学校入校試験について次のとおり公告する。

令和7年9月5日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農林部学生募集（農業経営学科社会人コースを除く。）

- (1) 募集人員 92人（農業経営学科野菜コース20人、農業経営学科花き・果樹コース12人、農業経営学科酪農肉牛コース15人、農林業ビジネス学科農と食のビジネスコース25人、農林業ビジネス学科森林コース20人）。

なお、コースごとに推薦入校試験によるものを80％程度、一般入校試験及び追加入校試験によるものを20％程度とする。

- (2) 修業年限 2年（1年生は全寮制、2年生は原則として通学制）

(3) 受験資格

ア 推薦入校試験

県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を令和8年3月までに卒業する見込みの者又は県内の居

住者で県外の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を同月までに卒業する見込みの者であって、一般推薦にあつては農林業に対する熱意を有し、成績が評定平均値3.0以上の者又は日本農業技術検定3級以上の合格者で、学校長が推薦する者とし、後継者推薦にあつては本校を卒業後、直ちに県内において農林業後継者として農林業に従事することが確実であり、成績が評定平均値2.8以上の者で、学校長が推薦する者とする。

イ 一般入校試験及び追加入校試験

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学の入学資格（以下「大学入学資格」という。）を有する者又は令和8年3月までに大学入学資格を取得する見込みの者

(4) 試験科目

ア 推薦入校試験

(ア) 小論文

(イ) 面接試験

イ 一般入校試験及び追加入校試験

(ア) 学科試験 国語及び数学（国語は「現代の国語」及び「言語文化（古典（古文・漢文）を除く。）」を、数学は「数学Ⅰ」を出題範囲とする。）

(イ) 小論文

(ウ) 面接試験

2 農林部農業経営学科社会人コース学生募集

(1) 募集人員 8人（野菜専攻3人、有機農業専攻5人）

(2) 修業年限 1年（通学制）

(3) 受験資格 次のいずれにも該当する者

ア 大学入学資格を有する者

イ 1年以上の就業経験を有する者

ウ 県内に住所を有する者又は県内に就農を希望する者

(4) 試験科目

ア 小論文

イ 面接試験

3 願書・試験日程等

(1) 願書等提出方法及び提出先 願書等は、群馬県立農林大学校（〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005）へ持参又は郵送で提出すること。

(2) 願書受付期間

ア 推薦入校試験（農業経営学科社会人コースを除く。） 令和7年10月1日（水）から同月10日（金）まで。持参の場合は、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

イ 一般入校試験 令和7年11月13日（木）から同月26日（水）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

ウ 追加入校試験 令和8年2月2日（月）から同月27日（金）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、願

書受付期間の最終日までに必着とする。

なお、一般入校試験で募集人員に達したコースについては、追加入校試験を実施しない。各コースの追加入校試験の実施の有無については、令和7年12月23日（火）以後に群馬県立農林大学校教務係へ電話で問い合わせること。

(3) 試験会場 高崎市箕郷町西明屋1005 群馬県立農林大学校

(4) 試験期日

ア 推薦入校試験 令和7年10月24日（金）

イ 一般入校試験 令和7年12月 6日（土）

ウ 追加入校試験 令和8年 3月 9日（月）

(5) 合格発表

ア 推薦入校試験 令和7年11月12日（水）

イ 一般入校試験 令和7年12月23日（火）

ウ 追加入校試験 令和8年 3月18日（水）

いずれも午前9時から午後5時までの間、上記(3)の場所に掲示する。また、群馬県立農林大学校ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/site/nourindai/>）にも上記合格発表日時から当分の間、掲載する。

4 受験料 2,200円（群馬県証紙又は払込書による。払込書による納付を希望する者は、各入校試験の願書受付期間最終日の10日前までに、群馬県立農林大学校教務係へ連絡すること。）

5 問合せ先 群馬県立農林大学校教務係（高崎市箕郷町西明屋1005 電話027-371-3244）、各農業事務所（担い手・園芸課、地域農業課及び家畜保健衛生課）並びに各環境森林事務所及び各森林事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年9月5日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字海老瀬字中下2992-1	栃木県栃木市岩舟町静和2364番地2 エミネス102 山井洋、山井望恵
2	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1029-1、1030-1	館林市大谷町1055-8 CRAYON合同会社 代表社員 栗原裕子

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月五日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年群馬県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則別表中

二六〇円
九〇〇円
一〇〇円
七四〇円
一、三九〇円
二、〇三〇円
二八〇円
九二〇円
一、五七〇円
二、二一〇円
二、八六〇円
一、一一〇円
一、七五〇円
二、四〇〇円
三、〇四〇円
三、六九〇円
一、九三〇円
二、五八〇円

三四〇円
一、〇〇〇円
二四〇円
九一〇円
一、五七〇円
二、二四〇円
五一〇円
一、一八〇円
一、八四〇円
二、五一〇円
三、一八〇円
一、四五〇円
二、一一〇円
二、七八〇円
三、四五〇円
四、一二〇円
二、三八〇円
三、〇五〇円

三、二二〇円
三、八七〇円
四、五二〇円
二、七六〇円
三、四一〇円
四、〇五〇円
四、七〇〇円
五、三四〇円
三、五九〇円
四、二三〇円
四、八八〇円
五、五三〇円
六、一七〇円
四、四二〇円
五、八一〇円
六、四六〇円
七、一〇〇円
七、七五〇円
七、一一〇円
七、七六〇円
八、四〇〇円
九、〇五〇円
一〇、六三〇円
一〇、三七〇円
一一、〇二〇円
一一、六六〇円
一三、〇八〇円

を

三、七二〇円
四、三九〇円
五、〇五〇円
三、三二〇円
三、九九〇円
四、六六〇円
五、三二〇円
五、九九〇円
四、二六〇円
四、九三〇円
五、五九〇円
六、二六〇円
六、九三〇円
五、二〇〇円
六、六一〇円
七、二八〇円
七、九五〇円
八、六一〇円
八、〇〇〇円
八、六七〇円
九、三四〇円
一〇、〇〇〇円
一一、六〇〇円
一一、三七〇円
一二、〇四〇円
一二、七〇〇円
一四、一四〇円

に、「二七五円」を「二八二

円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

一三、七二〇円	一三、四七〇円	一四、一一〇円	一五、四二〇円	一六、〇七〇円	一六、七一〇円	一六、四六〇円	一七、六七〇円	一八、三二〇円	一八、九六〇円	一九、六一〇円	一九、八五〇円	二〇、五〇〇円	二一、一五〇円	二一、七九〇円	二二、八七〇円	二三、五一〇円	二四、一六〇円	二四、八〇〇円	二五、八四〇円	二六、四八〇円	二七、一三〇円	二七、七八〇円
一四、八一〇円	一四、五八〇円	一五、二四〇円	一六、五七〇円	一七、二四〇円	一七、九一〇円	一七、六七〇円	一八、九一〇円	一九、五八〇円	二〇、二五〇円	二〇、九一〇円	二一、一八〇円	二一、八五〇円	二二、五二〇円	二三、一八〇円	二四、二八〇円	二四、九五〇円	二五、六二〇円	二六、二八〇円	二七、三四〇円	二八、〇一〇円	二八、六八〇円	二九、三四〇円

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十五号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（三歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）

第十九条の二 条例第十八条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、同項の対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十六号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成十一年群馬県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年9月5日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置（LC-MS/MS）一式
- (2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月31日（火）
- (4) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年9月25日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月3日（金）までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 県が指定する場所で行う検査の立会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 山口 史華 電話027-226-3819（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年9月5日（金）から同年10月3日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 令和7年10月17日（金）午前10時00分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁3階特別相談室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和7年10月16日（木）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「高速液体クロマトグラフ質量分析装置（LC-MS/MS）の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和7年10月3日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 入札金額が規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
Liquid chromatography-mass spectrometer (with tandem mass spectrometry) (LC-MS/MS)	1	October 17, 2025, 10:00 a.m.

(3) Delivery deadline: March 31, 2026

(4) For further details, please contact: YAMAGUCHI Fumika Contract and Supply Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government. 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan. Tel: 027-226-3819 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
